

「高等学校等就学支援金制度」及び「高校生等奨学給付金制度」について

就学に関する支援

下記の記載については、県内の全日制公立高等学校に進学する場合の適用制度です。

制度名	高等学校等就学支援金	高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金)	教育振興会奨学資金 (高等学校等奨学資金)
性 質	授業料支援制度	給付金制度	貸与型奨学金制度
返 還	返還不要		返還必要 (無利子)
内 容	〔 授業料に対する補助 〕 生徒（保護者）に代わって 国が授業料を弁済	〔 奨学金の給付 〕 授業料以外の 教育費負担軽減	〔 奨学金の貸付 〕 経済的理由による 修学困難者の支援
対 象 基 準	年収 910 万円未満程度世帯 (市町村民税所得割額 304,200 円未満)	生活保護（生業扶助） 受給世帯又は 年収約 250 万円未満程 度世帯（市町村民税所得 割額（非課税）	年収 680 万円程度世帯
金 額 (年額)	授業料相当額 全日制：118,800 円 定時制：32,400 円	1 人あたり 32,300 円～129,700 円	1 人あたり 自宅通学：216,000 円 自宅外通学：276,000 円

<収入別一覧>

(金額：年額)

年収目安等 【市町村民税所得割額】	高等学校等 就学支援金	高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金)	教育振興会奨学資金 (高等学校等奨学資金)
910 万円以上程度 【304,200 円以上】	—	—	—
910 万円未満程度 【304,200 円未満】	(全日制) 118,800 円 (定時制) 32,400 円	(全日制) 第 1 子：37,400 円 第 2 子以降：1 人につき 129,700 円	自 宅：216,000 円 自宅外：276,000 円
680 万円未満程度		(全日制) 1 人につき 32,300 円	
250 万円未満程度 【非課税（0 円）】			
生活保護世帯			